

「インド特許実務の概要」

～日本の常識はインドの非常識！？～

「複数のインド代理人に同じ質問をすると違う回答が返ってくるため、対応策を決めることができずに困ってしまう。」

最高裁や知財高裁の裁判例の蓄積により法律上の問題点がほとんど解消されている日本の特許制度とは異なり、新興国においては特許制度そのものが十分に確立されていないということも珍しくありません。インドにおいても法解釈や運用が不明確なものが多数存在し、インド代理人自身も明確な回答を持ち合わせていない場合があります。複数のインド代理人から異なる回答が返ってくるのは、各インド代理人が個人的意見を述べているためです。

何もかも予め決まっているという日本の常識は、インドの非常識と言っても過言ではありません。

本セミナーでは、法解釈や運用が明確でないものについては、可能な限り複数の解釈を紹介し、インド特許実務の「常識」をお伝えします。そして、各解釈に基づく対応策のメリット／デメリットを説明し、日本企業が対応策を決断するために十分な情報を提供いたします。

なお、本セミナーはインド特許弁護士が一方的にインド特許実務を解説するものではなく、日本弁理士とインド特許弁護士が日本企業にとって重要と思われるポイントを事前に議論した内容をコンパクトにお伝えするものです。セミナーは基本的に日本語で進められ、英語部分については日本語でポイント解説が行われます。英語に自信のない方も安心してご参加下さい。

※ 本セミナーは、インド特許実務に関心をお持ちの方を対象とするものです。技術知識や技術分野は問いません。

※ 本セミナーは、12/5に開催される発明推進協会（東京）の同タイトルのセミナーと同じ内容で行われます。

【主催】 一般社団法人大阪発明協会

【協力】 グローバル・アイピー東京特許業務法人

【アジェンダ】

第1部：出願から権利化までの手続

- (1) 出願手続の概要
- (2) 外国出願情報提供制度（特許法第8条）
- (3) アクセプタンス期間（特許法第21条）
- (4) 補正要件（特許法第57条）
- (5) 分割出願（特許法第16条）
- (6) 特許審査を迅速に進めるために

第2部：権利化後の手続

- (1) 異議申立制度（特許法第25条）及び特許無効審判（特許法第64条）
- (2) 特許発明実施報告（特許法第146条）
- (3) 強制実施権（特許法第84条）

第3部：その他インド特有の事項

- (1) 発明でないもの
・ コンピューター・プログラム（特許法第3条（k））
・ 特許法第3条（d）
- (2) インド居住者による発明（特許法第39条）



【開催概要】

開催日 平成25年12月3日（火）13時30分～17時00分

開催場所 会場：大阪大学中之島センター 5階講義室507

募集人数 50名（定員になり次第締め切らせていただきます）

講師

Kshitij Malhotra（シティージ・マルホトラ）氏
（GLOBAL IP India（インド・デリー） インド特許弁護士）
高橋 明雄 氏 弁理士・US Patent Agent (Unregistered)
（グローバル・アイピー東京特許業務法人）

参加費

発明協会グループ会員 **無 料**

一般（非会員）5,000円（テキスト代含む、消費税込み）

※一般の皆様へ（1）3日以内のキャンセルの場合、受講料はお返しできません。

（2）一般参加者の受講料請求書は、開催日の10日前頃に郵送いたします

申込先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiosaka.jp/>)

電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930

大阪発明協会 会員向け無料セミナー参加申込書

大阪発明協会行
FAX 06-6479-3930

申込日 年 月 日

講師：高橋 明雄
グローバル・アイピー東京特許業務法人 代表弁理士



2003年… 東京大学理学部物理学科卒業
2005年… 東京大学理学系研究科物理学専攻修士課程修了
2005年… キヤノン株式会社入社（知的財産法務本部）
2005年… 弁理士試験合格
2009年… グローバル・アイピー東京特許業務法人入所
2009年… 弁理士登録
2010年… 米国パテントエージェント試験合格
2011年… GLOBAL IP Counselors, LLP 駐在（米・ワシントンDC）
2012年… グローバル・アイピー東京特許業務法人復帰

現在は中間処理、鑑定業務などを担当するとともに、外国特許実務に関するセミナー、日本企業の外国特許実務の質を向上させるための提案活動などにも注力。



講師：Kshitij Malhotra
GLOBAL IP India インド特許弁護士

■ Education
The University of Delhi, Delhi, India, Bachelors of Law
GGS Indraprastha University, Delhi, India, Bachelors of Technology Chemical Eng.
■ Experience
GLOBAL IP India, Delhi, India
Representative Partner/ Indian Lawyer & Patent Agent, Nov. 2012 to Present
Innohelp IP, Delhi, India
Owner, 2010-2012
Zeus IP Advocates, Delhi, India
Senior Associate / Patent Agent, 2009 to 2010
Evaluerve, Delhi, India
Research Associate Intellectual Property, 2006 to 2009
Qualification
Advocate Delhi High Court, 2012
Indian Patent Agent (Registered), 2010

開催日	セミナー名	定員
12月3日（火） 13時30分～17時00分	「インド特許実務の概要」 ～日本の常識はインドの非常識！？～	50名

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

受講者名	所属部署名	実務経験 年数	ご専門	E-mail
			(例) 電気機械	

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。
※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

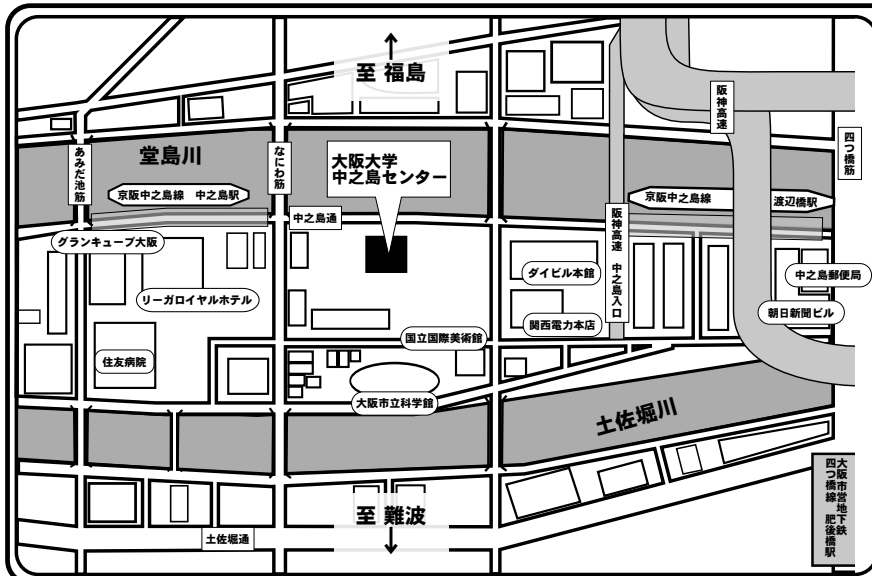
一般（非会員）の方へ→お支払方法（予納金・現金・銀行振込・郵便振替）

1. 請求書（要・不要）

2. 予納金処理の方

得意先コード No.

- 振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182
 三菱東京UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472
 郵便振替口座 00940-7-312572
 口座名義 一般社団法人 大阪発明協会



◆アクセス◆

電車によるアクセス

- 京阪中之島線 渡辺橋駅より 徒歩約5分
- 京阪中之島線 中之島駅より 徒歩約5分
- 阪神本線 福島駅より 徒歩約9分
- JR東西線 新福島駅より 徒歩約9分
- JR環状線 福島駅より 徒歩約12分
- 地下鉄四つ橋線 肥後橋駅より 徒歩約10分
- 地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅より 徒歩約16分

バスによるアクセス

- 大阪市バス（53系統）
大阪駅前バスタミナル
→ 中之島四丁目（旧玉江橋） 下車 徒歩1分
- 大阪市バス（75系統）
大阪駅前バスタミナル
→ 田蓑橋 下車 徒歩1分
- 北港バス（中之島ループバス ふらら）
淀屋橋発（土佐堀通/住友ビル前）
→ 大阪大学中之島センター前 下車 徒歩1分